七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川七三
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱三号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成二十七年国土交通省告示第二百五号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱六号と七号を平成二十七年国土交通省告示第千四百四十九号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三一二度三一分一九秒
五六四・九六六メートルの地点　一号
標柱一号から二一七度五二分三〇秒
二五・六五四メートルの地点　二号
標柱二号から二一度七分五四秒
一一一・五一三メートルの地点　三号
標柱三号から八〇度五六分二三秒
二三・六八〇メートルの地点　四号
標柱四号から三〇三度四九分三二秒
二六・〇一六メートルの地点　五号
標柱五号から一〇四度四七分三五秒
一四・六九一メートルの地点　六号
標柱六号から一〇七度二二分二秒
四九・九七七メートルの地点　七号
標柱七号から二三三度三六分五五秒
二〇・五〇一メートルの地点　八号
標柱八号から二三五度五三分三二秒
三九・二八八メートルの地点　九号
標柱九号から二四五度四分一八秒
三八・四〇五メートルの地点　十号
標柱十号から一八四度一三分二五秒
二六・〇四三メートルの地点　十一号
ロ　広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十二号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十二号と十四号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三〇六度一〇分二八秒
六一五・八一八メートルの地点　十二号
標柱十二号から二六八度二七分一八秒
一一・四六〇メートルの地点　十三号
標柱十三号から九度三七分五二秒
一三・九四五メートルの地点　十四号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
迫田川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号と五号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十三に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三五八度一一分二三秒
七八八・三一一メートルの地点　一号
標柱一号から二八九度八分三秒
一二・六七〇メートルの地点　二号
標柱二号から二九四度一一分五〇秒
一六・三〇二メートルの地点　三号
標柱三号から二七三度〇分一〇秒
一二・四六五メートルの地点　四号
標柱四号から二八度二四分三一秒
二八・五一三メートルの地点　五号
標柱五号から一一八度四四分三五秒
三八・五九一メートルの地点　六号
標柱六号から一九九度三九分三五秒
一六・八二一メートルの地点　七号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川七一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木九丁目四〇六三番地内四等三角点城山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十一号から三十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一二度一一分二四秒
一一八三・五九一メートルの地点　一号
標柱一号から二四五度三六分四六秒
一四・三六九メートルの地点　二号
標柱二号から二六九度五七分一八秒
三・八一三メートルの地点　三号
標柱三号から二八三度一二分三九秒
六・七三四メートルの地点　四号
標柱四号から二二九度五三分三五秒
八九・〇五七メートルの地点　五号
標柱五号から三二八度三九分五〇秒
一五・八九三メートルの地点　六号
標柱六号から七度四分一二秒
四・一九六メートルの地点　七号
標柱七号から二四九度二九分三九秒
一二・二三五メートルの地点　八号
標柱八号から二五二度五七分一四秒
四・〇六二メートルの地点　九号
標柱九号から二五七度五八分二二秒
九・七九九メートルの地点　十号
標柱十号から一二度一二分一〇秒
七三・四五五メートルの地点　十一号
標柱十一号から一四四度一二分二九秒
九・五四二メートルの地点　十二号
標柱十二号から九四度四〇分三九秒
一七・一二八メートルの地点　十三号
標柱十三号から五度五二分三〇秒
一三・三七四メートルの地点　十四号
標柱十四号から八度四四分二六秒
五・〇五五メートルの地点　十五号
標柱十五号から一一八度三〇分五秒
六・五三九メートルの地点　十六号
標柱十六号から二度三〇分二八秒
一四・一三一メートルの地点　十七号
標柱十七号から二八度四〇分九秒
一三・五九九メートルの地点　十八号
標柱十八号から九度三三分二七秒
二〇・五二九メートルの地点　十九号
標柱十九号から九八度一一分四五秒
一〇・七二六メートルの地点　二十号
標柱二十号から九八度一〇分三八秒
一三・八二八メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から六度三〇分四秒
四・二一五メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から一六八度二分五三秒
六・二二九メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から一六三度二四分三六秒
一・八〇七メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一五五度二〇分五一秒
一〇・六八〇メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から一四四度四四分三九秒
七・一一五メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から一一七度五七分一三秒
一・二一八メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から一三五度四九分一五秒
〇・九八七メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一三五度四九分三六秒
四・六〇七メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から一三〇度五七分五四秒
二・七四二メートルの地点　三十号
標柱三十号から一三〇度五七分五三秒
〇・六二四メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から二一度八分二五秒
六・四五九メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から二一度八分四八秒
二・九〇〇メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から一五六度二分一六秒
六・五二四メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から一五六度一七分三〇秒
四・七七八メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から一五六度〇分三秒
四・一一六メートルの地点　三十六号
標柱三十六号から一五五度五九分二九秒
八・三一二メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から一五七度五二分一二秒
〇・一六二メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から一五五度五二分四四秒
六・六八八メートルの地点　三十九号
十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳴沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部南四丁目一九九六番地先四等三角点可部南を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線、標柱二十二号と二十三号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十三号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二八〇度五分〇秒
五五七・四五五メートルの地点　一号
標柱一号から一四四度四八分四七秒
二六・〇〇一メートルの地点　二号